

令和2年第6回

# 氷川町議会11月臨時会会議録

開会 令和2年11月16日

氷川町議会

## 令和2年第6回氷川町議会臨時会会期日程

月 日(曜日)	区 分	日 程 内 容
1 1 月 1 6 日(月)	本 会 議	開会 提案理由・議案説明 質疑 討論 採決 閉会

会 期 1 日 間

## 令和2年第6回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月16日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第40号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第41号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 5 議案第42号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 議案第43号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 7 議案第44号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 8 議案第45号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について  
日程第 9 議案第46号 物品売買契約の締結について  
日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 上田健一	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 米村洋

3. 欠席議員はなし。

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 平山早苗 書記 小田尊之

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	稲田和也
企画財政課長	濤岡美智代	税務課長	西田美子
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	山本昭義
農業振興課長	増住豪二	農地課長	星田達也
建設下水道課長	野田俊明	地域振興課長	前崎誠
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	岩本博美
生涯学習課長	増永光幸	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村洋君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和2年第6回氷川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番吉川義雄君、7番上田俊孝君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（米村洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第40号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第41号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第42号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第43号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第44号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第45号 令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）について

日程第9 議案第46号 物品売買契約の締結について

○議長（米村洋君） 日程第3、議案第40号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第46号、物品売買契約の締結についてまでを、一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気の一つ、立冬を過ぎまして、秋の深まりを感じる頃となりましたが、議員各位には、ご健勝にてご活躍のことと、お喜びを申し上げます。

本日は、令和2年第6回氷川町議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染につきましては、1日当たりの感染者数がまた増加傾向にあり、第3波への拡大が懸念をされております。そのような中、昨日、町内1例目の新型コロナウイルス感染症の感染者1名が確認された旨、熊本県より公表されました。まずもって、感染された方の1日も早いご回復をお祈り申し上げます。感染経路及び濃厚接触者につきましては、熊本県において調査のうえ、必要な措置を講ずるとともに、感染拡大の防止に全力を挙げて対応されております。加えて、インフルエンザの流行時期を迎えますので、今後とも緊張感を持って生活をしていかなければならないというふうに痛感をしているところであります。

なお、国の地方創生臨時交付金を活用した支援事業も円滑に進捗をしております。氷川町元気ががんばる券発行事業の換金率が75.1%。感染症対策機器購入助成事業、個人世帯向けの予算執行率が82.6%。個人世帯向け畳替え助成事業の予算執行率が86%。商工業者の事業継続応援金事業及び休業等応援事業につきましても、それぞれ予算執行率が80%を超えております。また、今月から花いっぱいプロジェクトが始まり、町内の公共施設及び福祉施設等へ月2回の切り花の配布を来年2月まで実施をいたします。

さて、本臨時会に提案をいたしておりますのは、条例改正その他6件、令和2年度氷川町一般会計補正予算1件でございます。議案第40号から議案第44号までは、国の人事院勧告に基づき、一般職職員、特別職、議会議員及び会計年度任用職員の期末手当の支給率の改正を行うため、それぞれの関係条例の一部を改正するものであります。

議案第45号は、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）でありまして、歳入歳出それぞれ691万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ84億4,422万6,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業としてGIGAスクール用タブレット端末の熊本県による共同入札により機械器具購入額が確定をし、学校現場での使用に供する整備支援業務を委託するため、備品購入費から委託料へ組替を行うものであります。

議案第46号は、GIGAスクール用タブレット端末に関わる物品売買契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村洋君） これから、議案第40号から議案第46号までの詳細説明を求めます。

総務課長、稲田和也君。

○総務課長（稲田和也君） 議案第40号から議案第44号まで関連がありますので、続けて説明させていただきます。

議案第40号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、令和2年、国の人事院勧告に基づき、一般職員の期末手当、及び、一般職の特定任期付き職員の期末の支給率を改正するものでございます。改正内容としまして、新旧対照表1ページをご覧ください。一般職の職員は上段、第1条関係になりますが、第14条で、期末手当の支給率を100分の130から100分の5引き下げ、100分の125とし、令和2年12月1日施行で、12月期末手当に適用し、下段、第2条関係になりますが、令和3年4月1日施行により、6月・12月の期末手当の支給率をそれぞれ100分の127.5とし、年間支給率を100分の5引き下げ、2.55月分とするものでございます。新旧対照表2ページをご覧ください。第3条関係になります。一般職の特定任期付き職員は、第10条第2項中で期末手当の支給率を100分の170から100分の5引き下げ、100分の165とし、令和2年12月1日施行で12月支給の期末手当に適用します。新旧対照表3ページをご覧ください。第4条関係になります。令和3年4月1日施行により、6月・12月の期末手当の支給率をそれぞれ100分の167.5とし、年間支給率を100分の5引き下げ、3.55月分とするものでございます。なお、本町は現在特定任期付き職員は採用をしておりません。以上で議案第40号の説明を終わります。

議案第41号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、令和2年、国の人事院勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給率改正に伴い、町長等の期末手当の支給率を改正するものでございます。改正内容としまして、新旧対照表1ページをご覧ください。上段、第1条関係になります。第4条で、期末手当の支給率を100分の157.5から100分の5引き下げ、100分の152.5とし、令和2年12月1日施行

により、12月支給の期末手当に適用しまして、下段、第2条関係になりますが、令和3年4月1日施行で、6月・12月の期末手当の支給率をそれぞれ100分の155とし、年間支給率を100分の5引き下げ、3.1月分とするものでございます。以上で議案第41号の説明を終わります。

議案第42号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、令和2年、国の人事院勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給率改正に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改正するものでございます。改正内容としまして、新旧対照表1ページ、第1条関係でございますが、1ページをご覧ください。第6条第2項で、期末手当の支給率を100分の157.5から100分の5引き下げ、100分の152.5とし、令和2年12月1日施行で、12月支給の期末手当に適用し、新旧対照表2ページ、第2条関係になりますが、令和3年4月1日施行により、6月・12月の期末手当の支給率をそれぞれ100分の155とし、年間支給率を100分の5引き下げ、3.1月分とするものでございます。以上で議案第42号の説明を終わります。

議案第43号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、令和2年、国の人事院勧告により、一般職の職員の期末手当の支給率の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。改正内容としまして、新旧対照表1ページ、第1条関係をご覧ください。第7条第1項中の、給与条例第14条第2項中、100分の130を、100分の125に改めるもので、令和2年12月1日から施行し、新旧対照表2ページ、第2条関係になりますが、同じく100分の125を、100分の127.5に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第43号の説明を終わります。

議案第44号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、令和2年、国の人事院勧告により、一般職の職員の期末手当の支給率の改正に伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。改正内容としまして、新旧対照表1ページをご覧ください。上段、第1条関係になりますが、第11条第1項中、給与条例第14条第2項中、100分の130を、100分の125に改めるもので、令和2年12月1日から施行し、下段、第2条関係で、同じく100分の125を、100分の127.5に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第44号の説明を終わります。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、瀧岡美智代さん。

○企画財政課長（瀧岡美智代さん） 議案第45号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ691万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,422万6,000円とする補正予算でございます。

7ページ、歳出をご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、15目、学校事務センター費、12節、委託料を、2,735万9,000円計上しております。また、17節、備品購入費を、3,427万2,000円減額しております。

この備品購入費につきましては、補正予算第7号でタブレット端末511台分について計上していたものですが、購入について、熊本県が実施した共同調達に参加したため、統一仕様によりタブレット端末のみの購入となったことで端末購入に係る既存ネットワークへの環境設定など整備支援業務を委託料に組み替えるものでございます。なお、備品購入費の減額には、入札残による不用額を含んでの計上となっております。

次に、6ページ、歳入をご覧ください。90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金を、691万3,000円減額いたしております。以上で、議案第45号、令和2年度氷川町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わります。

○議長（米村洋君） 学校教育課長、岩本博美さん。

○学校教育課長（岩本博美さん） 議案第46号、物品売買契約の締結について、ご説明いたします。GIGA スクール用端末について、売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。物件名および数量、GIGA スクール用端末511台、契約金額、3,203万9,700円、契約の相手方、熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役、藤井章生様でございます。提案理由としまして、本件の物品売買契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決が必要ですので提案するものでございます。これで、議案第46号についての説明を終わります。

○議長（米村洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第41号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第42号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

- 議長（米村洋君） 次に、議案第43号について質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第43号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(賛成者起立)
- 議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
- 議長（米村洋君） 次に、議案第44号について質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第44号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
(賛成者起立)
- 議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
- 議長（米村洋君） 次に、議案第45号について質疑はありませんか。西尾正剛君。
- 1番（西尾正剛君） 7ページの歳出のところで、いくつかお尋ねをしたいんですが、まず課長の方から委託料の方にネットワーク分ということで説明がありましたが、タブレットの今後の維持管理、メンテナンスっていうのはこの委託料の中に入るのかどうか。というのをまずは第1点、お願いいたします。2点目なんですが、このタブレットを使った授業っていうのがいつ頃の開始を考えられているのか。それと511台ということで9月の補正7,000万円組まれたわけですが、これ全校生徒の分なのかどうか、先生たちの分も含まれているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。最後に、9月補正で7,181万7,000円補正されました。今回は契約額の3,204万が執行、契約されるということなんですけども、残額が3,977万7,000円残るわけなんですけども今回減額されるのが3,400万

なんですよね。残りの550万円は、こういった理由で減額されなかったのか。以上4点をお願いいたします。

○議長（米村洋君） 学校教育課長、岩本博美さん。

○学校教育課長（岩本博美さん） まず、維持管理費が含まれているかどうかについてですが、ソフト代とタブレット保守料は委託料に含まれております。タブレットの授業につきましては現在、5年生以上のタブレットを低学年も使って授業を行っておりますので、整備が済み次第授業の方には対応できると考えております。今回替えました511台によりまして、先生方のタブレットはすでに整備しておりますので今回の511台はあくまでも4年生以下の生徒分になりますので、すべての全校生徒1人1台が揃うこととなります。備品購入費の減額につきましては、西尾議員が言われました金額と違うのですが、共同入札の予定をしておりました当初の金額から引きまして、691万3,000円がそのまま入札の残が出ましたのでその分を減額をしてそのまま委託料に組み替えておりますので、計算的には合っているかと思いますが。

○議長（米村洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 組み替えの話はいいんですけども、9月補正ではタブレットを511台買うということで7,100万補正組まれたんですけども、今回の執行予定額は3,200万ということでですから3,900万残るんですよ。でこの3,900万残る中で、今回減額するのが3,400万ですから550万5,000円残る計算になるかなと思うんですが、そこはどうなのでしょう。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 9月の補正における備品購入費でございますが、タブレットの511台以外にも感染予防のための備品購入費を計上しておりますので、今回の減額はタブレットの入札残のみとなっております。

○議長（米村洋君） 暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前10時29分  
再開 午前10時30分  
-----○-----

○議長（米村洋君） 会議を開きます。

○議長（米村洋君） 他に質疑はありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今のとちょっと関連するんですが、説明が当時どうだったかというのは正確には私も思い出せないんですが、私のメモでは小学校3校、タブレット511台としかメモしてなかったので私も同じことを考えたんですが、今回、タブレットを共同購入したと。それで機器だけとなったと。だからネットワーク環境整備をするためにはその分は別途、今度は当初予定した備品購入費ではなく、委託料に組み替えますということになりました。委託料となると最初の予算を議会が議決したのと若干変わってくる気がするわけですね。こういう予算の計上のやり方は、できるだけ避けてほしいと思うんですよ。機器購入でいくら、ネットワークの整備のために委託料としていくらというのが当初出せなかったのかなというふうに思うんですがその点だけお聞かせください。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） ただ今のご質問でございますが、タブレット購入が目的でございます。ネットワークの設定等の業務については付随したものであり備品購入費に含めて計上していたところでございます。以上です。

○議長（米村洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） それはわかります。私は、予算というのは、あくまでも議会の議決がないと執行できないわけですよ。それが議会のいわゆる行政の予算執行も含めた、しっかり監視していくという機能が議会に与えられているので、備品購入費当然、そういったネットワーク整備も含めて提案されたんだろうなということ判断をして議決をするわけですね。今後のことを考えて、今後予算を提案される場合は今回出されたように備品の購入費がいくら、それに付随するネットワーク整備については別枠でいくらというふうにしていただくのがいいんじゃないかなというふうに私は判断しているわけですからその点の考え方だけ聞かせてください。

○議長（米村洋君） 企画財政課長、濤岡美智代さん。

○企画財政課長（濤岡美智代さん） 先ほど申し上げましたとおり、備品購入費に付随したものでありますので備品購入費として計上させていただきました。今回、共

同入札によりタブレット端末本体のみの購入となったので、委託料に組み替えたわけでございますけれども、今後予算計上におきましては検討させていただきたいと思っております。

○議長（米村洋君） 他に質疑ありませんか。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長（米村洋君） 次に、議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米村洋君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村洋君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（米村洋君） 町長から、閉会にあたっての挨拶の申し出があります。  
町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思っています。本臨時会に提案をいたしました議案につきましては、全議案につきまして可決決定をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの町内発生を受けまして、議員各位並びに町民の皆様におかれましては、不安を感じておられると思いますけれども、根拠のない情報に惑わされることなく、冷静な行動をお取りいただくとともに、感染者の方、その家族のプライバシーへの最大限の配慮をお願いしたいというふうに思っています。新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常生活、あるいは社会経済活動の中で、いつどこで感染するか全く予測できないものであり、誰もが期せずして感染者となってしまう可能性があります。咳エチケットや手洗いの励行、新しい生活様式の実践による、自分を守り、周りの人を守るという行動を、これまで以上に徹底していただきますとともに、感染が拡大している地域への往来につきましても、細心の注意を払っていただきますようお願いをしたいというふうに思っております。このことにつきましては、本日、私のコメントとしてホームページ等々で、町民の皆さま方にもお願いをしていきたいなというふうに思っているところであります。なお、PCR検査体制につきまして、今、国・県がその拡大を盛んに模索をされております。八代郡の医師会におきましても、その意向を受けまして、その整備体制に向けて整備を進められているというふうに聞き及んでいるところであります。町といたしましても、迅速かつ正確な情報提供を務めるとともに、町民の皆様の安心安全を最優先に、引き続き感染拡大防止に全力を尽くしてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

なお、気候不順の折からどうぞご自愛のうえご活躍されますことを祈念申し上げます、御礼の言葉といたします。

○議長（米村洋君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。  
令和2年第6回氷川町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議長 米村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 吉川 義雄

令和 年 月 日 氷川町議会議員 上田 俊孝